

佐賀県告示第二百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、佐賀県は、天山地区共同塵芥処理場組合から受託している公平委員会の事務について、その受託を平成二十三年七月三十一日限り廃止する。

平成二十三年七月二十二日

佐賀県知事

古川

康